

各所属所長 様

公立学校共済組合神奈川支部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の
収入確認の特例について (通知)

新型コロナウイルス感染症への対応として、被扶養者の収入確認の留意点について、令和 2 年 8 月 24 日付け公共神第 121 号で既に通知しているところですが、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、医療従事者がワクチン接種に従事したことによる給与収入は期間限定的に特例として収入に算定しないこととし、収入の限度額を超えた場合であっても被扶養者として引き続き認定できることとします。

【特例の具体的な扱い】

1 対象者

対象者は、新型コロナウイルスのワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士）となります。

具体的には、ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診（予診のサポートを含む）、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する医療職が対象です。

2 対象となる収入

令和 3 年 4 月から令和 4 年 2 月末までに従事したワクチン接種業務に対する収入です（令和 4 年 2 月の賃金が翌月以降に支給された場合も対象となります。）。

3 その他

- ・ワクチン接種会場や医療機関の受付や事務は対象となりません。ただし、新型コロナウイルス感染症への対応のため一時的に収入が増加した場合は、令和 2 年 8 月 24 日付け公共神第 121 号の通知で対応してください。
- ・インフルエンザウイルスワクチン等、他のワクチン接種業務に対する収入は、特例の対象となりません。
- ・この特例は、健康保険等の被扶養者認定及び国民年金第 3 号被保険者の認定のみに係る取り扱いとなります。
- ・収入超過で扶養手当の支給が停止した場合も、引き続き特別認定として認定できますので、裏面「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」等を添付のうえ、継続認定の手続きを行ってください。

問合せ先
給付グループ 前村、佐野
電話 (045) 210-8179

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書

私の被扶養者が、今般の新型コロナウイルスワクチンの接種業務へ従事したことによる収入については、次のとおりとなりますので、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例」を適用していただくよう申し立てます。

【申請者記載欄】

令和 年 月 日提出	
組合員 (申請者)	(フリガナ) 氏 名
	組合員等記号・番号
被扶養者	(フリガナ) 氏 名
	組合員等記号・番号

【ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市（区）町村、医療機関等）記載欄】

事業所所在地	〒 ー	
事業所名称		
事業主氏名		
電話番号		
新型コロナウイルスワクチン接種業務へ 従事した期間		
新型コロナウイルスワクチン接種業務へ 従事したことによる収入額（実績額）	円	
※ 以下の全ての項目に該当していることを確認し、チェックして下さい。		
<input type="checkbox"/>	1 対象となる被扶養者は、（ <input type="checkbox"/> 医師、 <input type="checkbox"/> 歯科医師、 <input type="checkbox"/> 看護師、 <input type="checkbox"/> 准看護師、 <input type="checkbox"/> 薬剤師、 <input type="checkbox"/> 救急救命士、 <input type="checkbox"/> 臨床検査技師、 <input type="checkbox"/> 診療放射線技師）として新型コロナウイルスワクチンの接種業務へ従事しました。（※ 該当する職種をチェックして下さい。）	
<input type="checkbox"/>	2 1の収入額については、対象となる被扶養者が、新型コロナウイルスワクチンの接種業務へ従事したことによる収入額で誤りはありません。	

※ 本申立書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、組合員から組合員の所属所や組合に提出する書類となります。

※ 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。